

告 示

埼玉県告示第八百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・三・三号東松山鴻巣線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

吉見町大字古名新田及び丸貫の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画部都市計画課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

令和七年十月三十一日から令和七年十一月十四日まで